

<報道発表資料>

カテゴリー:お知らせ

令和5年10月16日

「第2期埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を 変更しました

県では、人口減少の克服や社会全体の活力の維持・向上を目指して、令和2年3月に「第2期埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生の取組を進めています。このたび、令和5年9月定例県議会の議決を経て、同戦略を変更したのでお知らせします。

1 変更の趣旨

国は令和4年12月、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化させ、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会の実現に向けて、まち・ひと・しごと創生法第8条第6項に基づき「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に変更し、令和5年度にスタートさせました。

これを踏まえて、県では同法第9条第1項に基づき、「第2期埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、名称を「埼玉県デジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略」に変更するとともに、取組を追加する等の変更を実施しました。

2 変更後の計画の入手方法

埼玉県のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0102/sakutei-dainikisougousenryaku.html>

3 県民コメント結果の概要

(1) 意見募集期間

令和5年7月4日（火曜日）から令和5年8月1日（火曜日）

(2) 意見の提出者数及び意見件数

2名から2件

(3) 意見の反映

- ・意見を反映し、素案を修正したもの 0件
- ・意見の趣旨が素案に含まれているもの 0件
- ・意見の趣旨を実施段階で参考とするもの 0件
- ・意見を反映できなかったもの 2件
- ・その他（他の計画で対応済みのもの） 0件

4 県民コメント結果の入手方法

次の窓口で閲覧・配布を行っています。

- ・埼玉県企画財政部計画調整課（県庁本庁舎2階）電話 048-830-2143
(平日 午前8時30分から午後5時15分まで)
 - ・埼玉県県政情報センター（県庁衛生会館1階）電話 048-830-2543
(平日 午前9時から午後5時まで)
 - ・埼玉県の各地域振興センター・事務所
 - 南部地域振興センター 電話 048-256-1110
 - 南西部地域振興センター 電話 048-451-1110
 - 東部地域振興センター 電話 048-737-1110
 - 県央地域振興センター 電話 048-777-1110
 - 川越比企地域振興センター 電話 049-244-1110
 - 西部地域振興センター 電話 04-2993-1110
 - 利根地域振興センター 電話 048-555-1110
 - 北部地域振興センター 電話 048-524-1110
 - 秩父地域振興センター 電話 0494-24-1110
 - 川越比企地域振興センター東松山事務所 電話 0493-24-1110
 - 北部地域振興センター本庄事務所 電話 0495-24-1110
- (いずれも平日 午前8時30分から午後5時15分まで)